

地球にやさしい低炭素製品

市では「COOL CHOICE」(賢い選択)に賛同し、地球温暖化対策への取り組みを進めています。日本は2030年度に温室効果ガス排出量を26%削減(2013年度比)する目標を掲げています。目標達成のためには、家庭部門では約40%の削減が必要で、40%のうち14%は徹底した省エネによる達成が求められています。今までのライフスタイルを少し見直し、エネルギーの節約に取り組みましょう。

問い合わせ 環境課 永田 ☎532609



皆さんも賛同ください。詳しくは、

クールチョイス で 検索

低炭素型製品(エコカー、省エネ住宅、省エネ家電など)を選択することで、快適かつ温暖化対策につながる、一歩先のライフスタイルを賢く選択することが大切です。「住宅・家電・自動車」という生活に密着している観点で、ライフスタイルを見直してみませんか?

住宅

家電

自動車

地球に家庭に家計に
やさしい省エネ住宅

省エネ家電に
買い換えよう

エコカーを
選んでみませんか



日本の二酸化炭素排出量の約16%を占めるのが住宅です。居住中のエネルギー消費を減らすことで、二酸化炭素の排出も減らすことができます。省エネ住宅は地球にやさしいだけでなく、家族が快適、健康に、そして経済的に暮らせます。家族が喜ぶ家づくりを賢く選択しましょう。



「まだ使えるから」と古い家電を使い続けていませんか。家電の省エネ化は毎年進んでおり、古い家電を使い続ける方がかえって「もったいない」のです。「もったいない」がもったいない。地球にも財布にも優しい家電に買い換えて、お得な省エネライフを始めましょう。



1990年代以降、自動車の燃費は大きく改善され、次世代自動車の燃費は、在来型のガソリン自動車の約2倍になっています。次世代自動車には、エコカー減税や補助金もあります。燃料代が安く、環境にもやさしいエコカーを選択し、カーライフを楽しみましょう。

みんなが暮らしやすい社会に

1 障害者差別解消法

「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

障害者差別解消法は、行政機関や会社やお店など民間事業者に対し「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

対象	不当な差別的取り扱い	障がいのある人への合理的配慮
国の行政機関または地方公共団体	禁止 不当な差別的取り扱いを禁止します	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者(会社やお店など)		努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません



不当な差別的取り扱いとは
障がいを理由に、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。ただし、正当な理由がある場合には不当な差別的取り扱いはなりません。

合理的配慮とは
障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、工夫や配慮を行うことです。

私たちにできる「心づかい」
障がいのある人に対する差別をなくしていくことは、すべての人に求められる責務です。私たちにできる「心づかい」を考え行動し、共に住みやすい社会を目指しましょう。

「ゆずりあい駐車場」など歩行が困難な人のための駐車スペースには、必要のない人は駐車しない
障がいのある人が困っていたら、声をかけてサポート方法を探ね、必要なお手伝いを行う



不当な差別的取り扱い
障がいを理由に、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。ただし、正当な理由がある場合には不当な差別的取り扱いはなりません。

合理的配慮とは
障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、工夫や配慮を行うことです。

私たちにできる「心づかい」
障がいのある人に対する差別をなくしていくことは、すべての人に求められる責務です。私たちにできる「心づかい」を考え行動し、共に住みやすい社会を目指しましょう。

「ゆずりあい駐車場」など歩行が困難な人のための駐車スペースには、必要のない人は駐車しない
障がいのある人が困っていたら、声をかけてサポート方法を探ね、必要なお手伝いを行う



不当な差別的取り扱い
障がいを理由に、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。ただし、正当な理由がある場合には不当な差別的取り扱いはなりません。

合理的配慮とは
障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、工夫や配慮を行うことです。

私たちにできる「心づかい」
障がいのある人に対する差別をなくしていくことは、すべての人に求められる責務です。私たちにできる「心づかい」を考え行動し、共に住みやすい社会を目指しましょう。

「ゆずりあい駐車場」など歩行が困難な人のための駐車スペースには、必要のない人は駐車しない
障がいのある人が困っていたら、声をかけてサポート方法を探ね、必要なお手伝いを行う

障がいを理由とする差別で困ったときには、相談窓口にご相談ください。

- ▶ 社会福祉課障害者支援係 ☎530072
- ▶ 静岡県障害者差別解消相談窓口 ☎054(252)9800
- ▶ 生活支援センターやまばと ☎530073
- ▶ 生活支援センターつばさ ☎532610
- ▶ 相談室こころ ☎535529